環境衛生課(吉備庁舎 清水行政局 建設環境室

# ~ごみ 分別すれば資源

## どみの散乱を「しない 一の名の記憶」「別名の名の

れます。 る条例」 和歌山県ごみの散乱防止に関す が10月1日から全面施行さ

す。 なり、 乱を「しない」「させない」「許さな 中には、もともと陸上で散乱して がっています。海洋流出するごみの して、ごみの不法な投棄を禁止して い」をモットーに、すべての人に対 たごみも少なからず含まれていま ラスチックごみの海洋流出が一 近年、 この条例はこのようなごみの散 地球規模で環境破壊につな 適正に処理されなかったプ 因と

られます。 場合は回収命令を出し、 ない場合は5万円以下の過料が課せ され、ごみの不法な投棄を発見した さらに、県内に環境監視員が配置 これに従わ

もっときれいにしていきましょう。 ごみの散乱をなくし、 和 歌 Ш

### 受託者の公募 燃えるどみの収集運

お渡しします。 で、詳しくはお問い合わせください。 争入札により受託者を決定するの は法人を公募します。公募型指名競 業務を受託していただける個人また ら令和5年度(2023年度) おける当町の燃えるごみの収集運搬 「公募型指名競争入札参加要領」を 令和3年度 2 0 2 1 年 度)

水地域については個人の場合2人以 法人においては従業員4人以上、清 上で1組・法人においては従業員? いては個人の場合4人以上で1組・ 人以上を条件として受け付けます。 応募は、吉備地域・金屋地域につ



※年間 2 0 8 日 程 度

### 清水地域

金曜日 全域(4コース)/毎週月・火・木

※年間 2人以上 2 0 8 日 程 度  $\widehat{1}$ 日必要人

# 「公募型指名競争入札参加要領

13日(火)の9時から17時まで(土 の配布/10月5日 日は除く) 月 から10

から10月26日 申請書受付日時 月 / 10 月 14 の 9 時から17  $\exists$ (水

1 受託者を募集します。 927) へ運搬・搬入する。 吉備 集して、環境センター 4 金屋・清水地域それぞれについ 集積所と露天置き場を巡回 事業の概要/町 内の 燃えるご (上中島 収

## 2. コースおよび業務日数

### 吉備地域

※年間 208 日程度 員 田殿・御霊コース/毎週火・金曜 藤並コース/毎週月・木曜 4人以上) (1日必要人 H 日

### 金屋地域

木曜日 石垣・岩倉・生石コー ス/毎週月

金曜日 鳥屋城・五西月コー ス/毎週火

員 4人以上) (1日必要人

### 家庭から出る 燃えるごみの収集量

令和2年 (2020年) 7月/約305トン 先月から約5トンの増加

有田川町の家庭から出る燃えるごみや燃えないご みは環境センターで処理されており、その運営費の 部を分担金として支払っています。分担金はごみ 量などに基づいて計算されます。

ごみの水切りやコンポスト容器の利用など、 み減量によって環境にも町財政にもエコな暮らしを 目指しましょう。

5. その他 時まで 主

日は除く)

法人においては営業所の所在地が だき、公募条件を満たしていれば 「公募型指名競争入札」とは、 参照ください。 件があります。 個人においては住所地が有田川町 望者から申請書と資料を提出 募条件を満たす人であれば誰でも する者など、入札の参加には諸条 であり受託者自ら受託業務を実施 入札を行い、受託者を決定します。 す。その後、指名された人により 原則的にすべての人が指名されま 参加できる入札方式です。受託 詳しくは要領をご いた